

別紙

答申第46号

答 申

1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が一部非公開とした本件異議申立ての対象となった公文書について、別表に掲げる部分については公開すべきであるが、その他を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

平成14年1月25日本件異議申立人より次のとおり公開請求があった。

「2001年10月25日開催プロジェクトチーム会議、2001年11月29日開催理事会会議資料、議事録、畜産振興課が所有する(社)県畜産開発事業団のもの」
実施機関は同年3月7日付けで次のような決定を行った。

(1) 対象公文書

「2001年10月25日開催プロジェクトチーム会議、2001年11月29日開催理事会会議資料、議事録、畜産振興課が所有する(社)県畜産開発事業団のもの」

(2) 決定内容

部分公開

(3) 公開しない部分

ア 2001年10月25日開催プロジェクトチーム会議資料の全部

イ 2001年11月29日開催理事会会議資料、議事録

(ア) 報告事項のうち職員の再就職斡旋についての一部

(イ) 議事のうち経営計画の見直しについての一部

(ウ) 議事のうち職員の処遇についての一部

(イ) 議事録については議事運営にかかる定型的部分を除く部分

(4) 公開しない理由

社団法人島根県畜産開発事業団（以下「事業団」という。）の経営方針や職員の処遇等を検討、協議しており、事業団の意志形成決定過程に係る情報等が明らかになり、社会的信用、社会的評価が損なわれると認められるため、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第7条第3号に該当する。

異議申立人は、これらの部分公開決定を不服として、平成14年3月15日に異議申立てを行い、実施機関は条例第20条第1項の規定に従い同年4月12日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

全面公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 事業団は、14年度末の解散を決めており、条例第7条第3号の、公開することで競争上の地位、その他正当な利益を害する情報とは認められない。

イ 当該公文書に係る会議で検討され、決定した事項については職員及び関係者に重大な混乱と損失を与えており、同号ただし書の「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し、非公開情報に当たらない。

ウ 事業団には多額の県費が投じられており、条例で出資法人の情報公開について規定している趣旨からして、今後の解散・整理に向けては、県民に情報を公開した上で、「社会的信用、社会的評価」が得られる解決をすることが県の当然の責務であり、非公開理由には当たらない。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭による実施機関の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 事業団の解散・整理方針に基づく経営方針や職員の処遇等経営権及び経営専管事

項を検討、協議、審議しており、事業団の意思形成決定過程に係る情報等が明らかになると、自由かつ率直な論議が阻害され、今後の円滑な解散・整理に向けての財務処理等の事務作業の推進について支障を来すおそれがあり、社会的信用、社会的評価が損なわれる。

- (2) 議事録が公開されることにより理事の個人名が特定されれば、自由な意見が出なくなり、今後の事務に支障が生じる。
- (3) 職員の再就職斡旋先が公開されれば、斡旋先との信頼関係を失い、今後の再就職活動に支障を来す。
- (4) 財務処理案は試算値であり、公開することで事業団の社会的信用・評価を損なうおそれ、試算担当者への責任追及等の危惧から、円滑な処理案の作成ができなくなり、今後の事務に支障を来す。
- (5) 退職給与金の額は職員の個人情報であり、公開することで、事業団の社会的信用・評価を損なうおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

畜産開発事業団運営検討プロジェクトチームは、事業団の解散決定に伴い、その運営に関する調査検討などを行うため設置された機関であり、事務局は島根県農林水産部畜産振興課に設置し、構成員は事業団理事長により委嘱されている。

本件対象公文書は、平成13年10月25日に開催された当該プロジェクトチーム会議資料と、平成13年11月29日に開催された事業団理事会で、上記プロジェクトチームで検討した結果について協議し、今後の方針を決定した過程を記録した議事録とその会議資料である。

(2) 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について

実施機関は、本件で非公開とした情報は、事業団の解散及び整理方針に基づく経営方針や職員の処遇等経営権及び経営専管事項を検討、協議及び審議したものであり、このような事業団の意思形成決定過程に係る情報等が明らかになると、自由かつ率直な論議が阻害され、今後の円滑な解散・整理に向けての財務処理等の事務作業の推進について支障を来すおそれがあり、社会的信用や社会的評価が損なわれ、条例第7条第3号に該当すると主張する。

これに対し、異議申立人は、事業団の解散は既に決定しており、条例第7条第3号の、公開することで競争上の地位、その他正当な利益を害する情報とは認められず、また、その決定事項については、職員及び関係者に重大な混乱と損失を与えており、同号ただし書の「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当するので非公開情報に該当しないと主張する。さらに、条例で出資法人の情報公開について規定している趣旨からして、今後の解散及び整理に向けては、県民に情報を公開した上で、「社会的信用、社会的評価」が得られる解決をすることが県の当然の責務であり、非公開理由にはあたらないとも主張する。

まず、本号該当性を検討するに当たり、事業団の性質について考える。

事業団は、条例第35条第1項の規定に基づいて実施機関が定めた法人である。

本条の趣旨として、県が出資等している法人は、県の業務と密接な関係にあって県行政の補完的役割を果たしていることから、その保有する情報は公開されることが望ましいとされている。事業団は、県とは別個の独立した団体ではあるが、本号該当性を検討する上で、一般の法人と一律的な判断をすべきではないと認められる。

ア 2001年10月25日開催プロジェクトチーム会議に関する文書

この会議は、前に述べたように、事業団の解散決定に伴い、その運営に関する調査検討などを行ったものであり、本件公文書はその資料である。

(ア) 会議次第及び出席者を記載した部分

本件情報は、別途公開された事業団理事会の会議資料の報告事項中に記載された内容であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益のいずれも害するとは認められないので本号に該当しない。

ただし、公務員以外の出席者の役職及び氏名については、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

(イ) 過去の議事経過を記載した部分

本件情報は、これまでのプロジェクトチームでの協議結果を集約したもので、その内容は、事業団の解散・整理に関する方針案を検討したものである。また、その検討結果の概要は、別途公開された会議資料の報告事項中に記載されている。

これらのうち、人事・給与に関することについて検討した部分は、職員の個

人情報や、労使間の協議事項に係る情報であることから、これらが公開されれば、今後の就職斡旋活動上の支障が認められ、職員の利益を害することとなる。

また、財務処理案の策定過程に関する記述については、事業団の利害に関する情報であることから、法人として検討するまでの担当者段階での内部検討情報を公開することは、直接その権利を侵害することとならなくても、事業団の社会的活動の自由が損なわれると認められる。

これらの情報については、上記報告事項として公開された決定事項を除いた部分を公開することは、以上の支障が認められ、本号に該当すると判断される。

それ以外の、運営計画の見直しと会議日程に関する記述の部分については、別途公開されているもの、また、それ以外の部分についても事業団が知事所管の公益法人として、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和40年島根県規則第51号）により、その財務関係書類や事業報告書が公表されている状況からして、公開することで生じる支障は認められないものであるので、本号に該当しないと判断する。

(ウ) 検討資料

運営計画の見直し案に関する資料については、関係者の利害に関する情報であり、法人として検討するまでの担当者段階での内部検討資料を公開することで、不要な誤解を生じ、決定事項に対する不満や今後の事業運営に対する協力が得られなくなるなどの支障が認められる。

しかし、過去の実績、当初計画及び決定事項については、先に述べたように公表情報とされる内容であり、公開することによる支障は認められない。

整理案に関する資料については、事業団の整理方針は、本件処分時には検討中の段階であり、その資産の処分や負債の整理を円滑に行うことは、出資者はもとより県民の利害に関わることであり、その情報を公開することは慎重を要するものである。

反面、事業団の公益性を考えた場合、その整理方法やそれに至る過程は、県民に説明する責務を負っているといえるが、本件については、処分時はまだその方向性も決定しておらず、その時点でそれらの情報を公開した場合、資産の確保に支障を来すことも考えられ、事業団やその職員、そして、県民に損害を与えることになり、本号に該当すると判断する。

職員対応に関する資料については、まず、退職金に関する資料は直接職員の利害に係る情報であり、基本支給額との比較案については理事会に提出するまでの担当者段階での内部検討情報であって、諸般の状況を勘案した上で慎重に決定される事項であるから、その段階の情報を公開すれば、職員に対して不要な誤解を生じさせ、退職に際して混乱を招く事態も認められる。

また、職員の再就職斡旋状況を記載した部分については、職員の個人情報も含まれ、また、再就職斡旋先の内部情報に係る記述も見受けられることから、これを公開すれば今後の斡旋活動に支障を生じると認められる。

その他の職員の解雇について記述した部分については、処分時にはすでに意思決定された情報であり、解雇通告も行われている状況からして、公開することで支障を来す状況は認められず、また、その概要は別途公開されている内容である。

イ 2001年11月29日開催理事会に関する文書

本件公文書は、事業団理事会で上記プロジェクトチームで検討した結果について協議し、今後の方針を決定した過程を記録した議事録とその会議資料である。

(ア) 資料「(社)島根県畜産開発事業団職員の再就職斡旋状況」

ここで非公開とされている情報については、職員の再就職斡旋先で公的機関以外の事業者名称であり、これを公開することは上記アの(ウ)に記載した理由により本号に該当する。

(イ) 資料1 - 3「事業団財務状況」

非公開とした部分を公開すると、上記アで検討した各項目により非公開と判断された情報が推測されることから、今後の事業運営に支障を来すと認められる。

(ウ) その他の資料

その他の資料については、上記アで検討したとおりである。

(I) 議事録

本件で非公開とされている情報は、理事会で議案審議した際の各出席者の発言内容を記録した部分である。

審議内容は、上記プロジェクトチームの検討結果に基づいて事業団の解散・整理の具体的な方針を協議したもので、出席者個々の意見が記録されており、

これが公開されれば、それにより利害を受ける関係者の誤解を生じることとも予想され、また、上記アによる非公開情報も含まれることから、公開することで今後の円滑な解散・整理に向けての事業運営に支障を来し、法人の資産の確保や債務の処理に影響を与えることは、事業団及びその職員、また、県民にとっても損害を与えることになるので、本号に該当すると認められる。

ただし、事務局からの報告、議長による議案説明、議事録最終頁の議長発言以下については、定例的な議事説明などで審議内容に踏み込んだものでなく、上記の支障は認められず本号には該当しない。

ただし、議事録署名者個人の印影は条例第7条第2号の個人情報に該当する。

(3) 条例第7条第3号（法人等情報）ただし書該当性について

異議申立人は、三瓶牧場の閉鎖決定と事業中止時期がBSE問題時期と重なったことによる農家への影響、跡地利用や職員の再就職の問題から、本号ただし書でいう「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報」に該当すると主張するが、当審査会で上記のとおり検討し本号に該当すると認められる情報については、ただし書によりそれを公開する必要性は認められないと判断する。

(4) 以上のとおりであるので、審査会の結論のとおり答申する。

なお、処分時における当審査会の判断は以上のとおりであるが、実施機関は本件を踏まえ、現時点で改めて個々の情報について判断を行い、異議申立人に対する決定を行われることを望むものである。

また、上記異議申立人の主張中、関係農家への影響や職員の処遇の問題については、本件非公開情報を公開することでそれらの不利益から保護するものではないことは、すでに判断したところであるが、当然、事業団の解散に当たっては、関係農家や職員に多大な影響を与えることは容易に予想されることである。一般に条例により非公開情報と認められる情報であっても、事業団と関係農家及び職員の関係において、それらに対する情報提供をも妨げるものではないので、異議申立人が求める関係農家や職員に対して、適切な情報提供を行うべきである。

別表

1 「2001年10月25日開催プロジェクトチーム会議資料」

非公開とされた部分	公開すべき部分
全部	① 会議の次第を記載した部分 ② 出席者の所属名、公務員の職名及び氏名 ③ 過去の議事経過に関する記述のうち、人事・給与に関する検討部分及び財務処理案の策定過程に関する記述を除いた部分 ④ 検討資料のうち、過去の実績、当初計画及び決定事項 ⑤ 検討資料のうち、退職金の比較案と再就職斡旋状況を除く、解雇について記載した部分

2 「2001年11月29日開催理事会会議資料、議事録」

非公開とされた部分	公開すべき部分
① 報告事項のうち職員の再就職斡旋についての一部	該当なし
② 議事のうち経営計画の見直しについての一部	当初計画及び決定事項に関する部分
③ 議事のうち職員の処遇についての一部	退職金についての資料のうち、支給案についての記述を除く部分
④ 議事録の議事運営にかかる定型的部分を除く部分	事務局からの報告 議長による議案説明 最終頁の議長発言以下議事録署名者個人の印影を除く部分